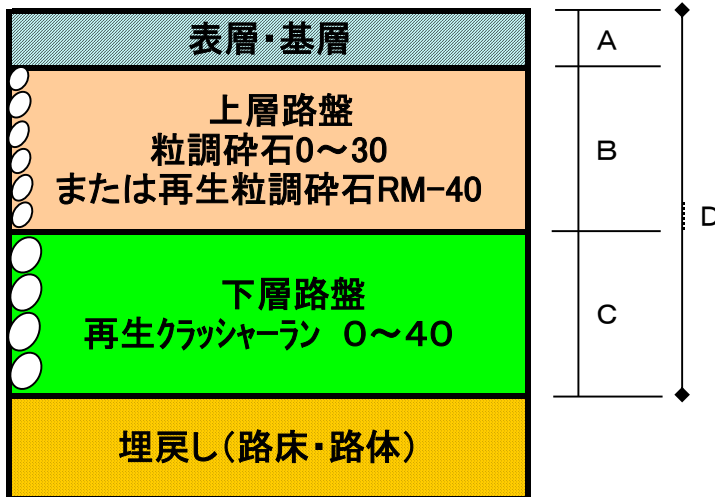


道路工事に係る指示書及び舗装(復旧)構造等について (道路法第24条、第32条)

※工事については、道路河川課担当職員と事前協議を十分行うこと。

■路盤の構成について



※路床・路体については、道路管理者と事前に協議を行うこと。

	A	B	C	D	適用の範囲
①	5 (10)	23	24	52	1・2級、幅員5、5m以上の道路 ※二層(表層基層)の場合の路盤構成については、路線により異なるため事前に確認すること。
②	5	15	20	40	幅員4m以上5、5m未満の道路、開発区域内の幹線道路
③	5	10	20	35	幅員4m未満の道路

※ 歩道(浸透性舗装及び路盤)については全幅員を復旧範囲とする。
歩道及び歩道部分の出入口については別紙「車両出入口歩道断面構成」を参照のこと。

★仮復旧は、表層まで即日で実施すること。

★一時仮復旧から本復旧までの自然転圧期間は1ヶ月以上取り、かつ本復旧は3か月以内に実施すること。

★掘り返しの規制について

道路構造の保全及び円滑な交通を確保するため、次のとおり掘り返しの制限をする。

○1級、2級及び幅員5、5m以上の幹線となる市道

◇As 2層・・・・・・3年

◇As 1層・・・・・・2年

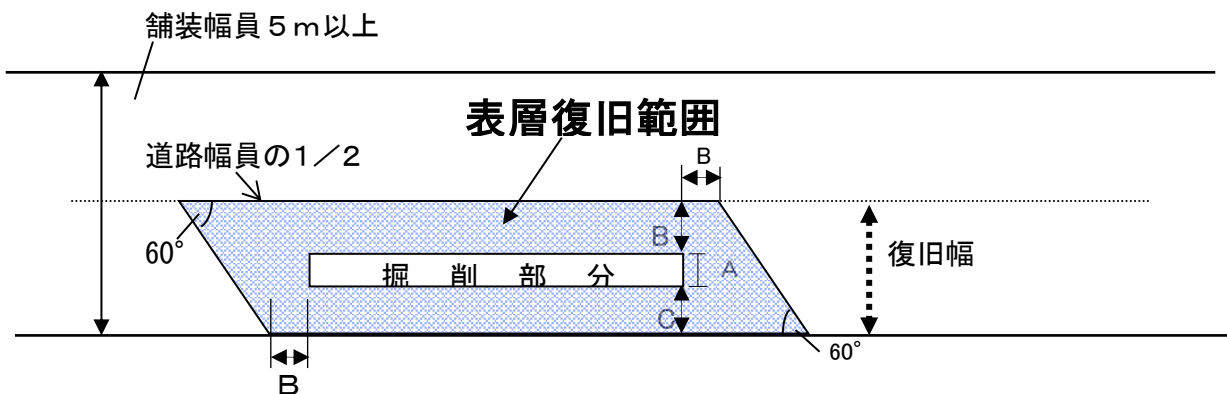
○その他の市道

◇As 2層・・・・・・2年

◇As 1層・・・・・・1年

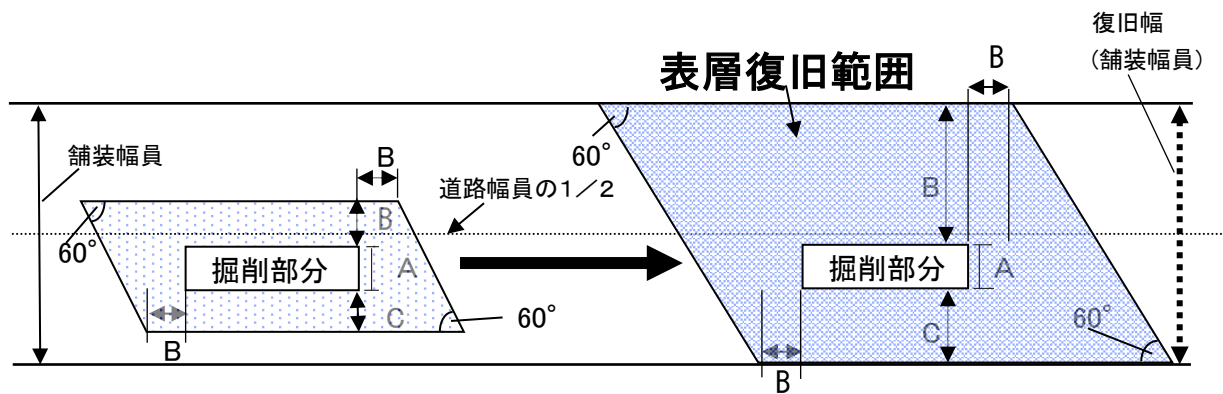
■ 舗装復旧方法（縦断掘削の場合）

- ① 舗装幅員 5 m 以上の路線において、掘削幅と影響幅を加えた幅（ $A + B + C$ ）が舗装幅員の $1/2$ を超えない場合は舗装幅員の半分を本復旧する。



- ② 舗装幅員 5 m 以上の路線において、掘削幅と影響幅を加えた幅（ $A + B + C$ ）が舗装幅員の $1/2$ を超える場合は舗装幅員の全幅を本復旧する。

- ③ 舗装幅が 5 m 未満の路線の場合は、舗装幅員の全幅を本復旧する。

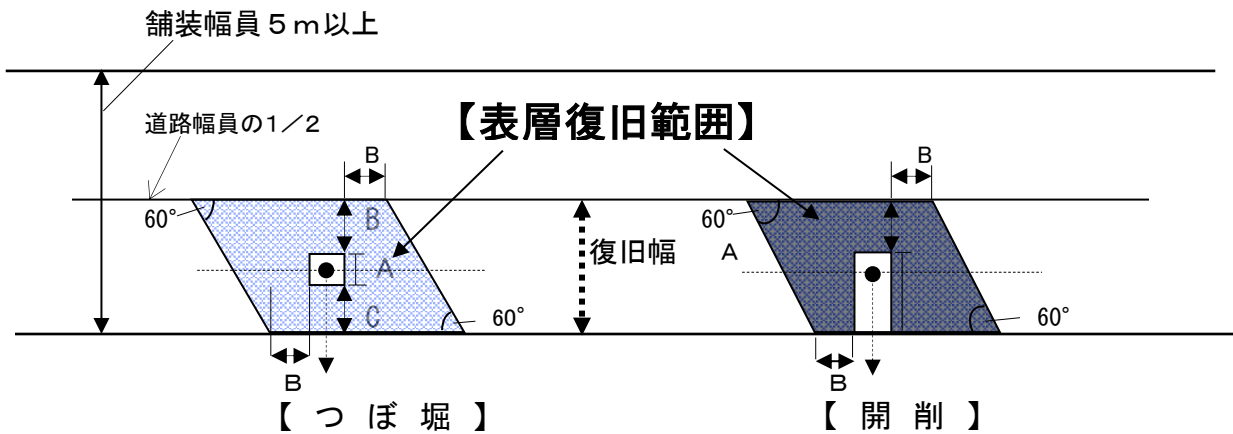


- A : 掘削幅及び掘削位置
 B : 影響幅は 50 cm 以上取ること。
 C : 掘削部分より舗装端までの影響幅（50 cm 以上取ること）

※上記の影響範囲をとった後、1.2 m 以内に舗装の継ぎ目がある場合、その部分も影響範囲として舗装復旧すること。
 ※現場の状況により管理者との協議を十分に行うこと。
 ※影響部分にかかるセンターライン等の標示線は復元すること。

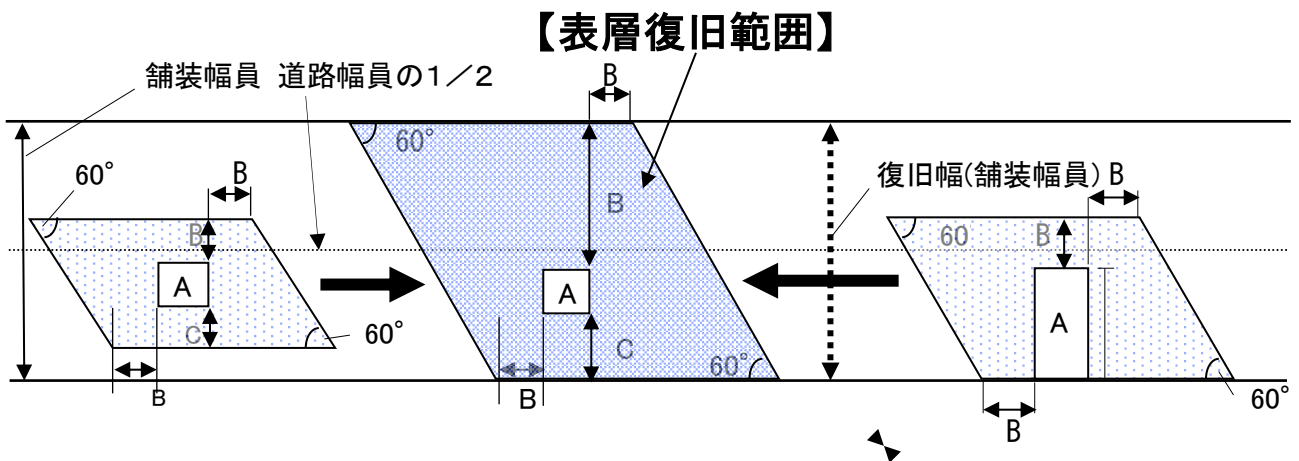
■舗装復旧方法（つぼ堀・片側開削の場合）

- ①舗装幅員5m以上の路線において、掘削幅と影響幅を加えた幅（A+B+C）が舗装幅員の1/2を超えない場合は舗装幅員の半分を本復旧する。



- ②舗装幅員5m以上の路線において、掘削幅と影響幅を加えた幅（A+B+C）が舗装幅員の1/2を超える場合は舗装幅員の全幅を本復旧する。

- ③舗装幅が5m未満の路線の場合は、舗装幅員の全幅を本復旧する。

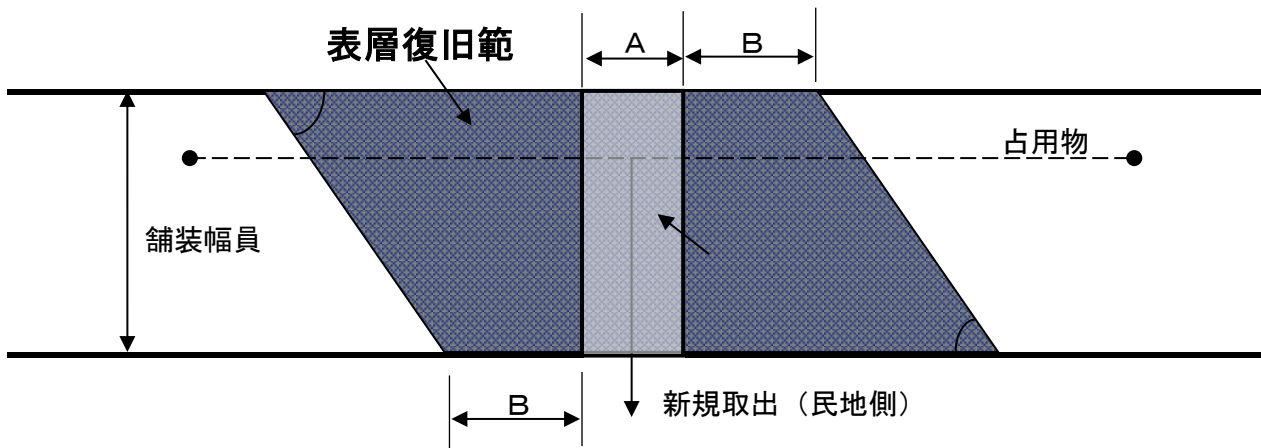


- A : 掘削幅及び掘削位置
 B : 影響幅は50cm以上取ること。
 C : 掘削部分より舗装端までの影響幅（50cm以上取ること）

※上記の影響範囲をとった後、1.2m以内に舗装の継ぎ目がある場合、その部分も影響範囲として舗装復旧すること。
 ※現場の状況により管理者との協議を十分に行うこと。
 ※影響部分にかかるセンターライン等の標示線は復元すること。

■ 舗装復旧方法（横断掘削の場合）

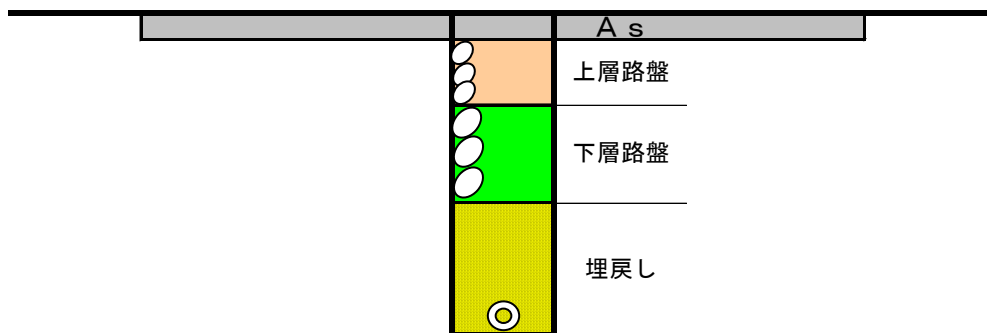
平面図



A : 掘削幅 B : 影響幅 : 50cm以上

- ①横断掘削による舗装復旧については全面復旧とする。
- ②影響部分にかかるセンターライン等の標示線は復元すること。
- ③上記の影響範囲をとった後、1. 2m以内に舗装の継ぎ目がある場合は、その部分も影響範囲とし舗装復旧すること。
現場の状況により管理者との協議を十分に行うこと。

断面図

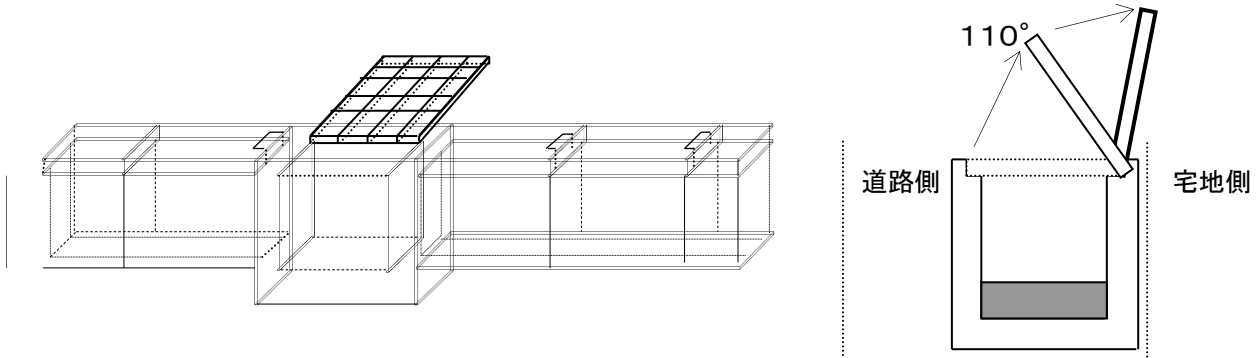


※暗渠、管渠等を道路横断施工する場合

- 土被り0から高土被りまで広範囲な現場に対応でき、現場での補強コンクリートが不要な製品を使用すること。
例:「遠心ボックスカルバート(CSB)」、「バイコン台付管(台付鉄筋コンクリート管)」等
- U字側溝等の既設排水設備に接続する際には、底面からのクリアランス(10~15cm)を充分にとり、かつ逆流しないように施工すること。

■集水柵(グレーチングT-25、110° 開閉式)について

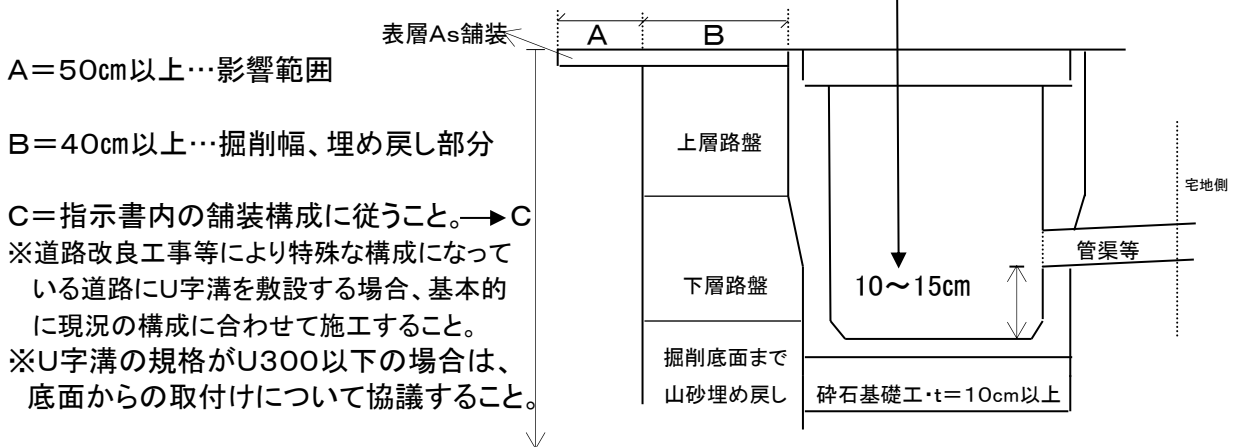
グレーチングの開閉方向については、道路から民地側へ開閉できるように施行すること。
 ※但し、設置箇所を車両等が通過する場合、開閉方向については別途協議すること。



■U字溝を敷設する場合の舗装復旧方法

■取付け管について「断面図」

※土砂等の排水管への流出(逆流)を防ぐために、集水柵底面から10~15cm以上、上方に取り付けるようにする。



車両出入口部（歩車道境界ブロックの切下げ幅）の設置基準について

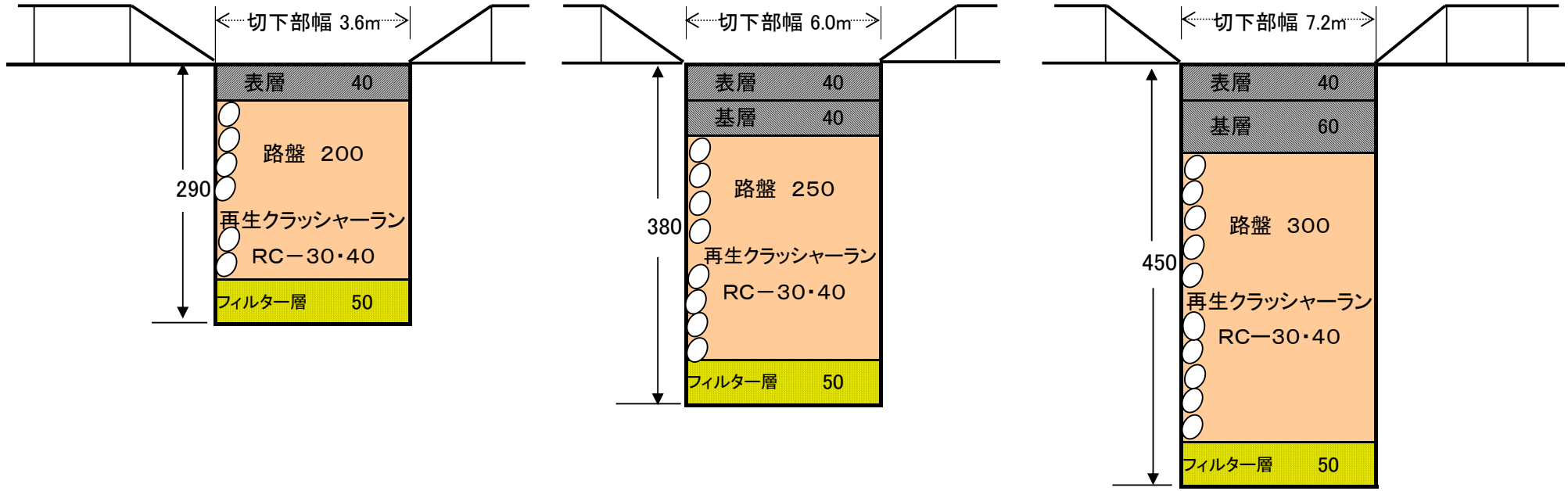
車両出入口施設の設置にあたっては、歩行者の安全及び利便性を考慮し、適切な設置位置の選定を行うとともに、必要以上に切下げ幅を広げないものとする。

また、車両出入口施設は1か所を原則とする。ただし、業務上、出入口を別にする場合等で、2か所とすることができる。

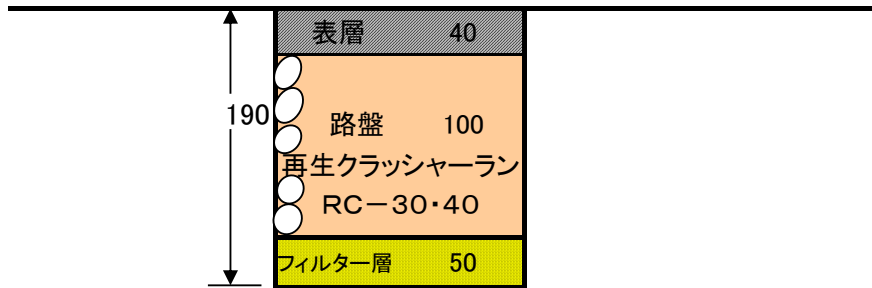
車両出入口部の設置基準

区分	総重量	車 種 別 区 分			切下げ幅
		車 種	幅	長 さ	
A	0～1 t	軽自動車	1.3 m未満	3.0 m未満	1.8 m
B	1～4.5 t	乗用車 小型トラック等	1.3～2.5 m未満	3.0～5.0 m未満	3.6 m
C	4.5 t 以上	普通貨物 トラック等	2.0～2.5 m未満	7.5 m未満	6.0 m
D	4.5 t 以上	普通貨物 トラック等	2.0～2.5 m未満	10.0 m未満	7.2 m
E	4.5 t 以上	普通貨物 トラック等	2.0～2.5 m未満	12.0 m未満	9.0 m
F	4.5 t 以上	トレーラー等	2.0～2.5 m未満	12.0 m越	別途協議

車両出入口歩道断面構成

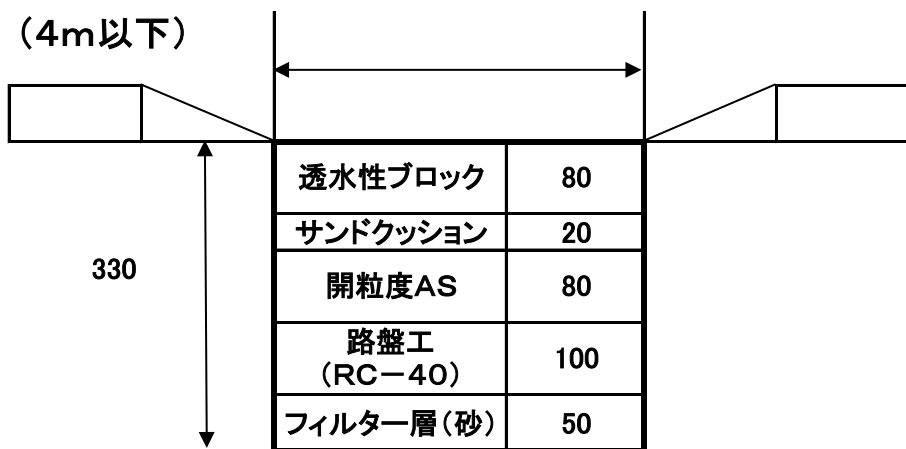


通常の歩道部



(注) 透水性を高めるために乳剤(プライムコート・タックコート)は実施しない。

車両出入口歩道断面構成(八街駅北側地区土地区画整理事業地内)



※記載以外の乗り入れ幅にする場合は、別途道路管理者と協議すること。

